平成２４年（フ）第６４号
和歌山県田辺市上の山２丁目15番51号
破産者　有限会社プロショップ・ツーアンドフォー
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第５３号
愛媛県新居浜市磯浦町５番36号
破産者　橋和運輸株式会社
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第８０号
愛媛県新居浜市新須賀町２丁目６番21号
破産者　ニューサンキュー株式会社
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第７３号
愛媛県今治市北鳥生町２丁目２番９号
破産者　オーダー株式会社
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第２号
大分県玖珠郡玖珠町大字大隈447番地
破産者　井筒物産有限会社
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第５９号
沖縄県うるま市石川１丁目26番13号
破産者　我如古竜次
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第８３７号
福岡県大野城市平野台４丁目９番28号
破産者　藤岡　正美
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８７７号
福岡市早良区百道浜４丁目31番10―208号、前住所福岡県飯塚市中903番地
破産者　畠中孝一郎
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４９９号
福岡市東区馬出５丁目36番15号
破産者　西川　隆一
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４１９号
石川県加賀市山中温泉東町１丁目ホの10番地、住民票上の住所福岡市城南区樋井川４丁目８番23号
破産者　石井　和郎
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５３４号
福岡市東区多の津５丁目23番３号
破産者　田川　　守
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７７０号
福岡市中央区伊崎10番32号
破産者　和田　文子
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９２号
愛媛県今治市蔵敷町２丁目15番地35、旧住所愛媛県今治市鯉池町１丁目１番31号
破産者　望月　正紀
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第１１５３号
福岡県春日市白水ヶ丘４丁目146番地中央ビル504号
破産者　辻本ひとみ
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０００号
横浜市保土ケ谷区今井町171番地３
破産者　羽根田佳己
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４６８号
札幌市西区発寒10条５丁目７番15号　ルーブル発寒Ａ―101号
破産者　根上　隆一
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９２５号
仙台市青葉区荒巻神明町20番３号　第２荒巻コーポレーション306、開始決定時の住所仙台市若林区大和町４丁目９番５―913号
破産者　斎藤　吉久
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６２８号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目33番12号　神明寮
破産者　佐藤　和昭
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６６３号
仙台市青葉区荒巻神明町25番30―202号、従前の住所仙台市青葉区国見ケ丘１丁目４番地の５
破産者　一條左枝子（旧姓鹿野）
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係